

60才以上の嘱託賃金

何を基準に嘱託賃金を決定していますか？

ポイントは、国から支給される「在職老齢年金と高年齢雇用継続給付金」を最大限に受給できるようにすることです。それができれば、会社の経費は削減でき、本人の手取額も現在の御社の設定より増やせます！

- ① 手取額の比較シミュレーション
- ② 嘱託退職金制度の導入
- ③ 嘱託福利厚生制度の導入

- 嘱託社員の手取り額（個人所得）は、年金額+給付金アップと、社会保険料、所得税、住民税の削減により手取額は、年間10～20%増えます！
- 新制度導入で、会社も年間経費（賃金と社会保険料）削減のメリットあり！

必要書類・資料

- ① 年金手帳
- ② 年金証書（裁定請求書提出済みの方）
- ③ 「ねんきん定期便」の資料
- ④ 賃金台帳（直近1年分+賞与）
- ⑤ 配偶者の年金手帳（配偶者ありの方）
- ⑥ 就業規則・賃金規程
- ⑦ 直近の社保算定基礎届